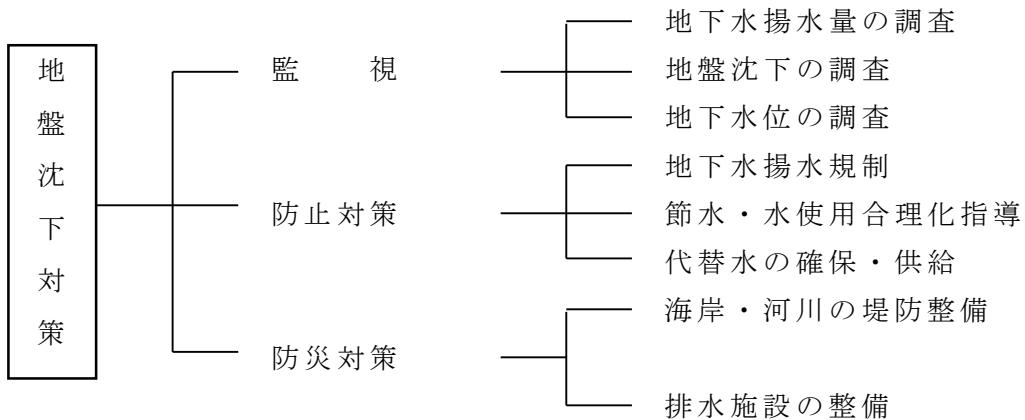


資料－8 地盤沈下対策

1 対策の体系



ア 監視

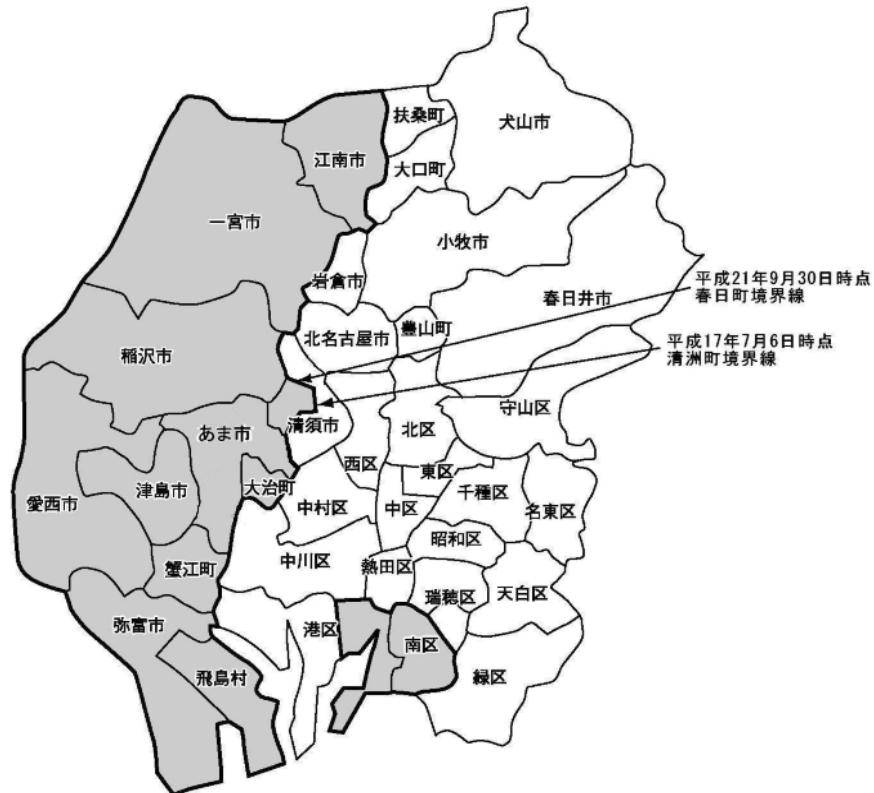
- ① 事業所の地下水揚水量を把握。
- ② 地盤沈下の状況を把握するため、水準測量調査を実施。
- ③ 地下水位及び地盤収縮量を常時把握するため、地盤沈下観測所 36 箇所にて観測を実施（内 9 箇所はテレメータ化し、Web による地下水位情報提供。また、これまでの被圧地下水位の観測に加え、不圧地下水位観測のための井戸を 9 箇所中 7 箇所に設置済み）。
- ④ 地下水位を広域的に把握するため、他機関設置観測井 90 箇所で月 1 回の水位調査を実施。

イ 防止対策

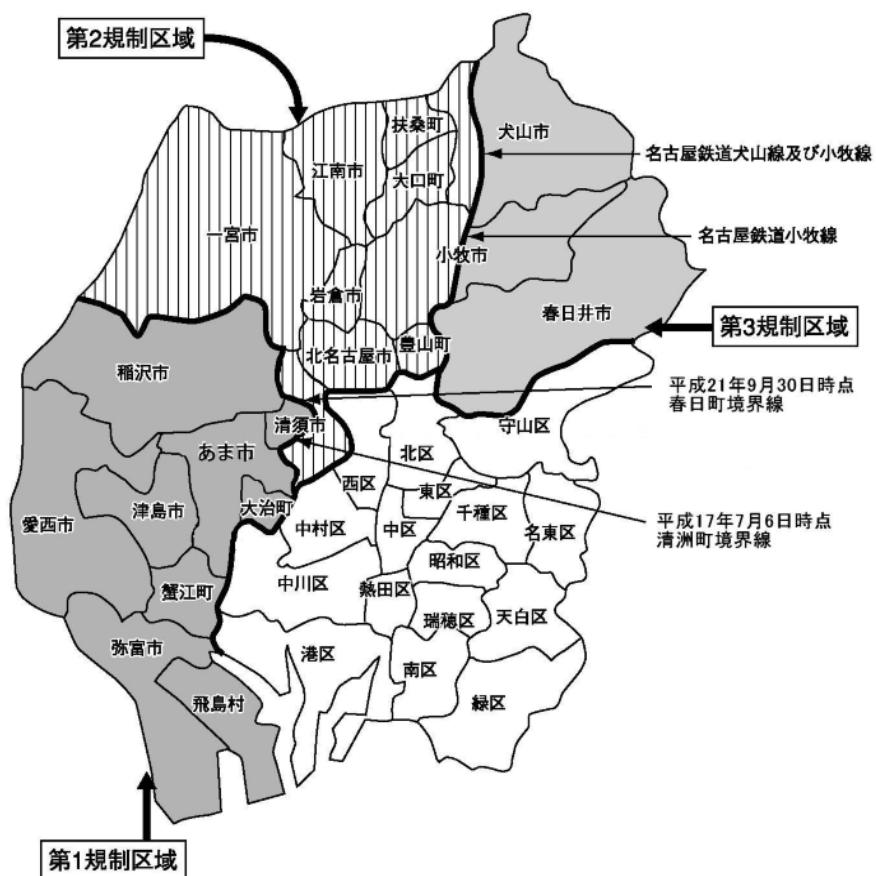
- ① 工業用水法及び県民の生活環境の保全等に関する条例による地下水揚水規制及び水量測定器設置と揚水量報告の義務付け（資料図 8－1～3）。
- ② 節水型設備の導入、水の循環使用及び配管等の保守の徹底による地下水使用量の削減指導。
- ③ 地下水を利用している水道、工業用水及び農業用水を表流水に転換するための代替水の確保とその転換指導。

ウ 防災対策

尾張地域は、我が国最大の海拔ゼロメートル地帯で、高潮・津波・洪水・内水氾濫の潜在的危険性の高い地域である。このため、地盤沈下により低地化した地域において、高潮、洪水などの自然災害を防ぐ防災対策と地盤沈下によって排水機能などが低下した施設の機能回復対策を引き続き推進している。



資料図 8－1 工業用水法の揚水規制地域(名古屋市的一部分及び尾張西部11市町村)



資料図 8－2 県民の生活環境の保全等に関する条例の揚水規制区域
(尾張部19市町村)



資料図 8－3 県民の生活環境の保全等に関する条例の水量測定器設置と揚水量報告の義務づけられている区域（50 市町村）

2 濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱

尾張地域の地盤沈下は、広範な濃尾平野全体で考える必要があるため、国は1985年4月「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」を策定し、地域の実情に合わせた総合的な施策を推進してきた。なお、1995年9月に要綱の一部改正、2005年3月、2010年3月、2015年2月及び2020年2月には要綱の継続が確認され、引き続き地盤沈下防止を図ることとされている。

本県を始め三重県、岐阜県及び名古屋市は本要綱に基づき、国と連携し代替水の確保、代替水の供給、地盤沈下対策及び関連事業・復旧事業を積極的に推進している（資料表8－1）。

その他にも地下水の採取に係る目標量（尾張地域 490 千m³/日）を設定し、その遵守のための措置や、地盤沈下、地下水位等の観測及び調査を実施している。

その目標量については、1993年度に達成し、以降目標達成を継続している。

3 矢作古川流域の地下水揚水量削減の啓発

矢作古川流域の一部では、緩やかではあるが地盤沈下が見られていたが、最近では沈静化の傾向を示している。しかし、地盤沈下を防止する必要から、今後も引き続き地下水利用者の協力を得て、節水及び水使用の合理化など地下水揚水量の削減指導・啓発に努めていく。

資料表 8－1 地盤沈下防止等対策事業（愛知県関係分）

単位：億円

番号	区分	事業名	総事業費	2020年度までの事業費	
I	代替水の供給に係る事業	国営総合農地防災事業 新濃尾地区 (農林水産省)	2,750	2,699	
		愛知県水道用水供給事業 (愛知県)			
		尾張工業用水道第1期事業 (愛知県)			
II	地盤沈下対策事業	国営尾張西部土地改良事業 (農林水産省)	3,643	2,502	
		地盤沈下対策土地改良事業 (愛知県)			
		中小河川改良事業 (※地盤沈下対策河川事業より改称) (愛知県)			
		その他			
II	その他関連事業及び復旧に資する事業	木曽川用水施設緊急改築事業 (水資源機構)	4,332	3,644	
		土地改良事業 「湛水防除事業等」 (愛知県)			
		中小河川改良事業 (※河川事業[都市河川改修事業等]より改称) (愛知県)			
		海岸事業 (愛知県)			
		その他			
			合計	10,725	
			2020年度までの進捗率	82%	

注1) () 内は、事業主体である。

注2) [] 内は、主な事業である。

注3) 上記のほかに長良川河口堰建設事業等（1,521億円）が要綱改正前の1994年度までに完了している。

注4) 2021年5月1日現在。